

# 小型車両系建設機械

## 特別教育



(整地・運搬・積込み及び掘削用 機体質量3トン未満)

ブルドーザー・トラクターショベルなど、整地・運搬・積込み用機械やドラグショベルなどの掘削用機械において、機体質量が3トン未満の小型車両系建設機械の運転業務に就く労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられています。(労働安全衛生法第59条3項)



- (1) 湖北地区唯一の総合自動車学校として、親切かつ丁寧な特別教育を行います。
- (2) フォークリフト技能講習、自動車運転免許(大型・牽引等)も含め、奮っての申込をお待ちしております。



滋賀県公安委員会指定  
滋賀労働局登録教習機関

長浜自動車学校

〒526-0828

滋賀県長浜市加田町950番地

TEL 0749-62-1122 FAX 0749-63-0777

